

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく

栄町教育委員会の点検・評価報告書

(平成20年度対象)

栄町教育委員会

平成22年2月

平成20年度栄町教育の方針

栄町は水と緑の田園観光都市を目ざし、「四季の恵み、憩いの水辺、いきいきのびのびさかえまち」をスローガンに、町民との協働によるまちづくりを進めています。戦後の新しい教育制度が発足して以来今日まで、時代の変遷と地域の特性に応じて多面的多角的に施策を展開し、教育のまちづくりを進めてまいりました。新しい学力観に裏打ちされた学習指導要領が、学校週5日制とともに施行されて以来、栄町の各小中学校においては「未来の栄町を担う心豊かなたくましい子ども」の育成を目指し、個に応じたきめ細かな指導を展開し、生きる力の育成に努めております。

教育基本法の改訂に伴い、ゆとり教育見直しの観点から教育関連法の改訂が進み、今春は新たな学習指導要領が告示されました。今後は一人ひとりの子どもに基礎基本の定着を図り確かな学力をつけさせるとともに、地域の特性を生かした体験活動を充実し、自ら学ぶ意欲と学び方を身につけた、心身ともにたくましい、子どもを育成することが重点課題となります。

近年、栄町においては、町民による文化芸術活動やスポーツ活動、ボランティア活動等が活発に展開されるようになりました。人々の生活に余暇が増大し、高齢化の進行と相まって心の豊かさや生き甲斐感、心身の健康の維持増進等、真の自己実現を志向している町民の多様なニーズに応えるべく、多角的な施策や事業の展開が望まれています。また栄町の潜在的財産としての埋蔵文化財は、大規模な開発により収集されたまま保存しているものが多く、調査や修復保存等の措置が課題となっております。更に岩屋古墳をはじめとする龍角寺古墳群の史跡追加指定を含め、周辺の整備が急務となります。

国を挙げての行財政改革が進行するなか教育行政も例外ではありません。地方分権の大きな流れのなかで国と地方の役割の見直しが進み、国はナショナルスタンダードを、地方はローカル・オプティマムを分担することとされております。

教育改革が急激に進行し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改訂に準拠した、教育委員会の組織や運営の改善・充実も喫緊の課題となっております。

このように多岐にわたる教育行政上の諸課題の解決に向けて、栄町教育委員会は平成20年度の施策を以下のように掲げ、その実現に向けて事業を展開いたします。

基本方針

- (1) 創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。
 - ・新しい時代に対応した学校教育の推進
 - ・児童生徒が安心して学び育つ環境の整備
- (2) 生涯学習意識の高揚を図り、生きがいのある生活と心の通う地域社会づくりや心豊かなたくましい人間に育つよう、地域一体となった青少年の健全な環境づくりを推進します。
 - ・「いきいき塾さかえ」を軸とした各種学習機会・情報の提供
 - ・余裕教室等を利用した地域での自主学習への活動支援
 - ・家庭教育支援及び人権問題意識の啓発活動の推進
 - ・子どもの健全育成を図るため地域住民との交流活動の推進
- (3) 芸術・文化に触れる機会の拡大と、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。
 - ・町内芸術愛好家の発表の場と鑑賞機会の提供
 - ・芸術・文化団体の育成
- (4) 町の文化財の保護に努め、新たな町指定文化財の指定を推進します。
 - ・国指定史跡岩屋古墳周辺の環境整備に伴う発掘調査の推進
 - ・町指定文化財の指定
- (5) スポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域人間交流を推進します。
 - ・スポーツ・レクリエーションイベントの実施
 - ・スポーツ団体の育成と軽スポーツの普及

目 次

1	点検・評価の趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
4	点検・評価結果の構成	2

点検・評価

- (1) 創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。 3
- (2) 生涯学習意識の高揚を図り、生きがいのある生活と心の通う地域社会づくりや心豊かなたくましい人間に育つよう、地域一体となった青少年の健全な環境づくりを推進します。 9
- (3) 芸術・文化に触れる機会の拡大と、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。 14
- (4) 町の文化財の保護に努め、新たな町指定文化財の指定を推進します。 . . 16
- (5) スポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域人間交流を推進します。 19

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月から全ての各教育委員会は毎年その全ての権限に属する事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

栄町教育委員会では法の趣旨に則し、課題や方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進のため実施するものです。また、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を行い報告書にまとめ、町議会に報告するとともに町民への説明責任を果たすものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「栄町教育方針」を実現するための重点的な取組みとして、実施した平成20年度の施策として、「きめ細かな学校教育の推進」「特色ある学校づくりの支援」「子どもたちが安心して学び育つ環境の整備」「給食指導の充実」「成人教育」「青少年教育」「生涯学習推進体制の充実」「芸術・文化活動の振興」「伝統文化活動の振興」「文化財の保護」「スポーツ・レクリエーションイベントの充実」の以上11の施策を掲げ、目標の達成のため実施した施策活動です。

3 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、「栄町教育方針」を項目ごとにその取組み状況を明らかにするとともに、施策活動について事後評価しました。

なお、客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方に取組み状況を説明し、ご意見をいただきました。

ご意見をいただいた方々のお名前は、次のとおりです。

(50音順 敬称略)

氏 名 小松 省三 (元大学教授)

唯木 恒年 (元小学校長)

4 点検・評価結果の構成

- (1) 基本方針 「栄町教育方針」に掲げた事項を記しています。
- (2) 目 標 基本方針を具現化するための施策及びその内容を記しています。
- (3) 活 動 目標達成のために取組んだ活動名を記しています。
- (4) 取組み状況及び評価（「目標」に対する教育委員会の取組み状況）
目標は複数の施策の集合体となっております。ここでは、(3)で掲げた活動に対し、取組み状況及び、自己評価を記しています。
- (5) 学識経験者からの意見及び学識経験者からの知見を受けての総合評価
【学識経験者からの意見】
基本方針ごとの教育委員会の自己評価に対する学識経験者からの意見を記しています。
- 【学識経験者からの知見を受けての総合評価】
学識経験者からの意見をいただいた上で、本町教育行政が取組む方向について基本方針ごとに記しています。

《用語の解説》

- | | |
|-----------------------|---|
| ・ナショナル・スタンダード | 国の基準（国が補償する最低限の教育） |
| ・ローカル・オプティマム | 地方自治体が地域性を生かした主体的教育内容を選択 |
| ・キャリア教育 | 児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育 |
| ・チームティーチング | 複数の教師で行う授業方法 |
| ・学校支援ボランティア・ゲストティーチャー | 学校を支援してくれる地域の方々など |
| ・1000ヶ所ミニ集会 | 千葉県教育委員会が平成12年度から県内の公立学校に呼びかけ、各学校を会場として誰もが自由に参加し、本音で語り合うために実施しているもの |
| ・スクールガード・リーダー | 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の一つとして、各学校における「学校安全ボランティア（スクールガード）」を支援するため、防犯の専門家である警察や警備会社OB等（＝スクールガード・リーダー）を学校に派遣するもの |
| ・レファレンスサービス | 図書室利用者の問合せに応じ、図書の紹介や検索をする |

基本方針（１）

創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。

- ・新しい時代に対応した学校教育の推進
- ・児童生徒が安心して学び育つ環境の整備

目 標

各校が少人数教育、特別支援教育、キャリア教育及び国際理解教育の充実など、創意と活力のある学校づくりに取組むとともに、より一層のきめ細かな教育活動の推進に向けて次の事業を実施し、積極的に各校を支援し、併せて安全で快適な環境で学校生活を送れるよう教育環境の整備に努める。また、給食の提供を通じて、食事に対する正しい理解と習慣を養い、栄養の改善及び健康の増進を図る。

- ・きめ細かな学校教育の推進
- ・特色ある学校づくりの支援
- ・子どもたちが安心して学び育つ環境の整備
- ・給食指導の充実

活 動

- ・国際化に対応した人間教育
- ・個に応じた授業改善推進
- ・心の教育支援
- ・学校教育を担う人材の育成・支援
- ・特色ある学校づくり支援
- ・教育環境の充実
- ・学校教育施設整備
- ・給食指導

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	20年度状況	評 価(内部)
国際化に対応した人間教育	・中学校にALT(外国語指導助手)を派遣し、英語科教員とのチームティーチングによる授業を展開する。また、小学校に国際理解教育指導員を配置し、担任教員とのチームティーチングを実施する。外国の生活や文化に慣れ親しみ、異文化を理解し尊重する態度の育成	・中学校には、英語を母国語とするALT(外国語指導助手)を配置した。より活用しやすい環境を整え、要請により小学校へも派遣した。小学校は、今後学習指導要領が変わり、外国語活動が必修となるので、英語の堪能な指導員を国際理解指導員として配置した。また、	・ALTが、英語科教員や国際理解教育の指導の補助をすることにより、教員や生徒の指導支援ができ、聞くこと、話すことなどの実践的なコミュニケーション能力の基礎を養っている。小学校においては、国際理解指導員

	を図る。	担当教員に英語研修会を実施し、情報交換等も行い、外国語教育の充実を図れるようにした。 (ALT 延べ配置日数) 155 日 (国際理解教育指導員の延べ配置日数) 149 日	の派遣は重要である。担当教員と共に児童が英語に親しめるようになっていく。今後も新学習指導要領の実施に向けた取組として、ALT、国際理解教育指導員の配置時間を増やしていく。
個に応じた授業改善推進	・少人数教育を推進するため、指導方法の工夫改善を行い、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導などにより、きめ細かな教育活動を展開する。特別な教育的配慮を要する児童・生徒のニーズに応じた教育の充実を図る。発達に問題を抱えた子どもたちが、自分のよさを生かし、より良く生きる力を伸ばすために、指導支援を行う。	・県より指導方法工夫改善に伴う教職員が、小学校 3 校（安食小・安食台小・竜角寺台小）、中学校 2 校に配置された。町として小学校 2 校（北辺田小・酒直小）に学校補助教員を配置し、少人数学習を推進した。通常学級在籍で発達障害のある児童と担任の支援や補助のため、特別支援教育補助員を小学校 1 校（布鎌小）に配置した。障害のある児童生徒の介助のため介助員を小・中学校 5 校（安食小・安食台小・竜角寺台小・栄中・栄東中）に配置した。就学指導委員会を 2 回開催し、その答申を受けて適切な就学指導を実施した。	・習熟度に応じた指導や繰り返し指導などの機会が増え、複数の教師による実態把握、「つまずき」の克服、課題にじっくり取り組ませるなどのきめ細かな教育活動が、各校の実態に応じて展開されている。特別な支援の必要な児童生徒の適切な指導や自立支援、学校生活の安全確保ができていく。就学指導委員会の答申に基づく指導がなされている。今後も少人数教育、特別支援教育のための人的な配慮を行っていく。
心の教育支援	・教育相談体制の充実を図るため、「千葉県スクールカウンセラー」を各中学校に配置する。各中学校区内の小学校へも対応する。非常勤特別職の教育相談員を教育支援センターへ週 2 回配置、学校教育に関する様々な相談	・各中学校へ「千葉県スクールカウンセラー」が配置された。教育支援センターの設置（ふれあいプラザさかえ内）を継続し、指導員 2 名を配置した。教育相談員を週 2 回配置した。県の委託事業の「問題を抱える子ども	・学校教育に関するさまざまな悩み相談、不登校傾向の教育相談に対応することができている。各スクールカウンセラーの配置や生徒指導の充実、小・中学校、関係機関との連携によ

	に対応する。不登校の児童・生徒の学びの場として、教育支援センター「ゆうがく館」を設置する。指導員、指導主事が不登校傾向などの教育相談に応じる。小学校に巡回スクールカウンセラーを派遣し、問題を抱える児童・保護者及び教職員の支援を行う。児童生徒の一人一人の健全な育成を促すため、小・中学校や関係機関と連携を推進し、生徒指導の充実を図る。	等の自立支援事業」として小学校スクールカウンセラーを各小学校へ派遣した。(36 日派遣) 小・中学校合同生徒指導主任会議を実施した。また、各中学校の生徒指導会議に指導主事が参加し、指導・助言・情報の共有化を図った。教育相談体制、生徒指導の充実を図り、指導助言を行った。	り、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等、学校が抱える課題について、未然防止、早期発見、早期対応につながっている。相談件数等は増える傾向にあり、今後も教育相談体制を強化していく。
学校教育を担う人材の育成・支援	・教職員の資質向上を目指し、必要な研修を企画する。各学校において、校内研修により教職員の人権に対する意識を高め、指導力・実践力の向上を図る。研修を通し、創意と活力ある学校づくりが推進されるようにする。きめ細かな教育活動の創造と推進のため、生徒指導、特別支援教育、情報教育、国際理解教育等に係る指導力向上を支援する。	・教職員の資質・能力と創意工夫が、よりよい学校教育においては重要な条件となるため、本年度の町内すべての教員を対象にした研修を「特別支援教育」として研修会等を実施した。また、各学校の校内研修会の指導支援を行った。教職員の専門性を高める研修の参加などに支援を行った。各学校の教務主任を対象にした教務主任研修会を実施し、新しい学習指導要領に対応した教育課程の編成について取り組みを行った。	・各研修会によって、きめ細かな教育活動が推進され、教職員の資質向上、指導力の向上につながっている。今後も各種研修会等への参加を推進する。

特色ある学校づくり支援	・地域に開かれた学校を目指して、各校に学校評議員を置く。地域住民等による学校支援を推進するため、「総合的な学習の時間」等での学校支援ボランティア・ゲストティーチャーや中学校部活動指導員の活用を支援する。栄町教育振興会の活動を支援する。健康教育・情操教育に係る活動を支援する。学校安全教育を推進する。	・各学校長の推薦により、学校評議員を設置した。地域住民等の学校支援の協力を得ることができ、学校支援ボランティア・ゲストティーチャー・中学校外部指導者としてその活用を支援した。各学校において、「1000ヶ所ミニ集会」が開催され、学校・家庭・地域相互の教育交流ができた。栄町教育振興会の事業活動を支援した。学校で行われる健康教育及び安全教育が、地域や関係機関と連携して行えた。県委嘱の「スクールガード・リーダー」と連携して、学校内外や通学時の児童生徒の安全を確保した。	・開かれた学校運営への支援と、地域住民等による学校支援の活動が推進され、学校と地域の連携が図られている。特色ある学校づくりが推進されている。栄町教育振興会の活動を支援することができる。児童・生徒に安全教育がなされ、登下校時の安全確保がなされている。今後も地域住民等の学校支援による、地域の教育力を活用できるようにしていく。
教育環境の充実	・経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、「要保護及び準要保護就学支援事業」として、経済的な援助を実施する。 ・特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、「特別支援教育就学奨励事業」として、経済的な援助を実施する。	・要保護及び準要保護児童生徒の認定数 （要保護） 小学生 0名 中学生 2名 （準要保護） 小学生 40名 中学生 33名 ・特別支援教育就学奨励費の支給対象者数 小学生 12名 中学生 2名 ・制度の周知にあたり各小中学校の入学説明会で資料配付した。	・準要保護児童生徒の認定は、保護者からの申請方式であることから、引続き制度の周知を図る。

学校教育施設整備	・児童・生徒及び教職員が安心して教育活動ができるように、学校教育施設の整備を図る。	・布鎌小学校体育館の改築工事に着手するとともに、学校の要望内容を調査し、緊急性の高い箇所から施設整備に努めた。	・布鎌小学校体育館の改築工事については、平成21年10月20日に完成した。今後も、児童生徒の安全性に配慮し、学校教育に支障が生じないように、緊急性の高いものから計画的に整備を進める。
給食指導	・各小中学校において、児童・生徒に食事に対する正しい理解と習慣を養い、栄養の改善及び健康の増進を図る必要がある。その為、各研修会へ積極的に参加し資質向上に努めるとともに栄養士の学校訪問、児童・生徒への給食指導を行う。 また、指導により児童の作成した献立を取り入れることにより食への関心と理解を深める。	・各小中学校で児童・生徒に栄養士が栄養指導を行った。 小学校 43回／年 中学校 2回／年 ・栄養士研修会 20回／年 ・調理員、給食職員研修 3回／年 ・児童が作成した献立に基づく給食の提供 3学期に21回 例：1月13日の献立 ご飯、牛乳 さばのおろし煮 野菜のごまあえ 味噌汁 デザート（みかん）	・栄養士による児童・生徒への栄養指導を行い、児童が考え作成した献立を3学期に取り入れ、食への関心と食事の大切さを理解し給食を残さず食べる子が増えた。 今後も、児童・生徒への栄養指導を継続していくとともに、保護者に対しては、試食会等を利用し栄養指導を行う。

学識経験者の意見（基本方針（１）について）

- 心の教育支援に関して学校が抱える課題への対応について
 - ・普通学級における特別な支援、不登校児童・生徒への支援、いじめの早期発見と早期対応等、心の教育支援に関する指導をより充実させる必要がある。
- 栄町の学校教育を担う教職員の資質向上について
 - ・学校教育を担う教職員の資質向上のための研修を充実させる必要がある。
- 読書教育の現状について
 - ・図書館司書の配置と図書館蔵書の充実を始めとした、読書教育の充実をさらに進める必要がある。
- 経済的理由によって就学困難とされる家庭等の児童生徒への支援について
 - ・昨今の経済状況により、就学困難とされる家庭等の増加が懸念されるため、準要保護就学支援について適切に対応をする必要がある。
- 給食指導について
 - ・過食や拒食の問題などもある。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

- きめ細かな学校教育の推進について
 - ・問題を抱える子どもたちへの適切な支援を進めるために、スクールカウンセラーや特別支援教育補助員及び介助員の配置を推進するとともに、教職員の資質向上のための研修の機会を充実させるよう努めます。
- 特色ある学校づくりの支援について
 - ・各学校に合った読書教育を充実させるとともに、学力向上について、標準となる学力検査・調査の結果の分析をし、栄町として児童・生徒につけさせたい力を明確にした上で、特色ある学校づくりへの支援を推進します。
- 子どもたちが安心して学び育つ環境の整備について
 - ・経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、「要保護及び準要保護就学援助事業」として学校教育に関する経済的援助を実施し、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対しては、「特別支援教育就学奨励援助事業」として、特別支援学級への就学のための経済的な援助を実施します。
- 給食指導の充実について
 - ・栄養指導を行ってきた結果、食に対する関心と食事の大切さが養われた。
今後も栄養指導を通じて子供たちに、食事の大切さ、バランスの良い食事、好き嫌いしないで食べること、野菜等を食することの大切さなどに対する関心と理解をさらに深める為、各小中学校と協力し指導を行って行きます。また、保護者には、就学時健康診断時、給食試食会などを利用し栄養指導を行い食事と健康に対する正しい理解を得てもらうように努めます。

基本方針（２）

生涯学習意識の高揚を図り、生きがいのある生活と心の通う地域社会づくりや心豊かなたくましい人間に育つよう、地域一体となった青少年の健全な環境づくりを推進します。

- ・「いきいき塾さかえ」を軸とした各種学習機会・情報の提供
- ・余裕教室等を利用した地域での自主学習への活動支援
- ・家庭教育支援及び人権問題意識の啓発活動の推進
- ・子どもの健全育成を図るため地域住民との交流活動の推進

目 標

子どもから高齢者まで、町民だれもが学びたいときに学びたいことが学べる環境づくりを推進するため、町民が望んでいる学習情報を把握し、様々な分野の学習プログラムと学習の場を提供する。

また、講座の受講生が、そこで学んだことを活かせる場づくりのため、講師に登用しての講座開設やサークル活動支援等を行い、学習意欲の高揚と、その継続できる環境づくりを推進する。

また、次代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭教育学級の開設、また、各種青少年育成団体支援、地域の教育力を活かした学校・家庭・地域の連携強化を推進する。

- ・成人教育
- ・青少年教育
- ・生涯学習推進体制の充実

活 動

- ・家庭教育支援
- ・人権教育
- ・各種団体活動支援
- ・青少年育成
- ・いきいき塾さかえ
- ・余裕教室等の活用
- ・図書室管理運営

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	20年度状況	評 価(内部)
家庭教育支援	・保護者等が家庭教育に関する学習を一定期間、計画的・継続的に集団で学習し、地域の家庭教育に関する関心を高めていく。	・町内全小・中学校に活動助成金を交付するとともに、行政出前講座リストや講師等の情報提供を行い、それぞれの学校・地域の特色を活かした家庭教育学級を開催した。	・時代に即したテーマの講座開設等により、参加した保護者から好評であった。今後も、家庭教育学級の計画的な開催、内容充実のための支援を継続していく。

人権教育	・人権教育の課題である自由と平等の原則に基づき、全ての人々が基本的人権を尊重する精神をかん養し、実践力の育成を図るとともに、人権問題に対する認識を深め、差別のない町づくりを推進する。	・人権問題に関する意識の高揚を図るため、広報等による PR や広域研修会への参加を図った。また、児童向け人権教育教材（ビデオ、映画フィルム）の学校貸出しや、子ども会等の活動支援を通して、子どもたちの豊かな心と生きる力の醸成を図った。	・研修参加者の人権問題に対する理解度の高揚が図れた。また、子どもたちを対象とした事業を通して、「他人への思いやり」や「協力」の念を培った。今後も様々な研修や活動機会を活用して、差別や偏見のない町づくりを進めていく。
各種団体支援	・社会教育活動を率先して行う団体からの認定申請に基づき、内容を精査して社会教育団体としての認定を行うとともに、認定団体の活動を支援していく。 ・町内の全小・中学校 PTA で組織する栄町 PTA 連絡協議会の活動を支援し、会議やスポーツ大会、研修会等を開催して、単位 PTA 間の連携強化と親睦を深め、PTA 活動の活性化を図る。 ・単位子ども会 5 団体で構成する栄町子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、子ども会相互の連携強化と子ども会活動の活性化を図りながら、子どもたちの健やかな成長を促していく。 ・33名の相談員で組織する栄町青少年相談	・社会教育活動を行う 8 団体を認定するとともに、認定団体に対し、事業の後援及び、事業実施時における職員協力等を行った。 ・PTA 活動に対する助成金を交付するとともに、研修会や各種親睦事業等の支援を行った。 ・ウォークラリー大会等の子ども会主催事業の支援を行うとともに、ジュニアリーダー養成講座を開設し、様々な体験等を通して、ジュニアリーダーとして必要な知識・技能の習得・資質の向上を図った。 ・オールナイトハイクや軽スポーツ大会、凧作り	・各認定団体の要請に応じた支援が効率的に行えた。今後も、活動が円滑且つ、活発に行えるよう支援していく。 ・全校対象での研修会や PTA 親睦事業等を通して、広く情報交換や交流の場が提供できた。また、合同による事業実施から、単位 PTA の負担軽減が図れた。今後も継続して活動支援を行っていく。 ・子どもの数の減少と共に、子ども会事業への参加者も減少傾向にある。今後は事業に工夫を凝らし、子どもたちへの積極的な参加呼びかけや、ジュニアリーダーの養成等の活動支援を継続していく。 ・自主事業のほか、他団体との連携を図りな

	員連絡協議会の活動を支援し、町内の青少年活動の推進、社会環境の浄化、青少年の体力向上を図り、健全な家庭づくりと青少年の非行防止のために率先して活動していく。	教室等を開催したほか、各種団体が行うイベント等への協力を積極的に行った。また、定期的な会議の開催や、近隣市町村青少年相談員との交流・情報交換を行った。	がら、青少年の育成事業を効果的に行っており、今後も継続して活動支援を行っていく。
青少年育成	・町内の青少年育成関係団体等で組織する「青少年育成栄町民会議」が主体となり、実態に即した青少年の健全育成活動を推進する。	・県警サイバー犯罪室職員を講師に、「携帯電話やインターネットの犯罪から子どもたちを守る」をテーマとした講演会を開催し、近年、増加傾向にあるサイバー犯罪への効果的な対処方法等を学ぶ機会を創出した。	・講演会参加呼びかけを広く行ったにも関わらず、参加者が少なかった。今後は、参加呼びかけを工夫しながら、時代に即したテーマでの講演会の開催等、青少年の健全育成を誘導する事業を継続していく。
いきいき塾さかえ	・個々の学習意欲と、年齢や価値観、社会情勢によって変化する学習ニーズを捉え、計画的に講座を開設し、町民に学習機会を提供する。	・生涯学習アドバイザーや町職員を講師に、パソコンや着付け、ふるさと再発見講座等、25講座を継続して実施したほか、新たにヨガ教室を開設した。	・新規講座の開設を含め、学習内容等に工夫を凝らした講座の開設により、受講者増が図れた。今後も町民ニーズに即した学習機会を提供していく。
余裕教室等の活用	・より身近な学習機会の場合、地域に根ざした団体の活動拠点として、余裕教室の有効利用を図り、ふれあい推進委員の活動を推進する。また、次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、子どもの居場所を確保し、地域の大人の教育力を集結して、様々な活動や地域住民と子どもたちの交流活動を支援する。	・北辺田小学校区、酒直小学校区の2小学校区ふれあい推進委員活動を支援したほか、活動を休止していた布鎌小学校区ふれあい推進委員について、活動再開に向けての協議を進め、2学期から、活動を再開した。	・ふれあい推進委員活動も、活動再開小学校区を含め、学校・家庭・地域連携の一翼を担うものとして有効に機能している。今後も学校・家庭・地域連携の担い手として継続支援していくとともに、活動未実施小学校区における組織の立ち上げを誘導する。

図書室管理運営	・資料や情報の提供を円滑に行い、町民の教育と文化の醸成を図る。また、子ども達の心豊かな成長を願い、図書ボランティア等の協力を得ながら、優れた話（絵本・紙芝居・人形劇・映画等）を提供する。	・図書の蔵書管理及びレファレンスサービスを効率的に行いながら、町民が本に触れ合う機会を増やした。また、図書室ボランティア「おはなし会」や、人形劇団「パレット」による公演を通して、子ども達に優れた話を紹介するとともに、町視聴覚教材（16 ミリフィルム等）を活用しての映画鑑賞会を、ボランティアの協力を得て開催した。	・限られた図書購入費の中で、蔵書の充実に努めるとともに、寄贈本の呼びかけを行い、減少傾向にあった図書室利用者数を、僅かではあるが、増加傾向に転じることができた。今後も、蔵書の充実や図書ボランティアの協力を得ながら、多くの町民に利用される図書室作りを進める。
---------	---	--	--

学識経験者の意見（基本方針（２）について）

○家庭教育支援について

- ・特に今、教育委員会としてリーダーシップを発揮して、家庭の教育力を回復するための良い知恵を出していただきたい。

親子の行事が多いようであるが、こうした行事に参加しない家庭で問題を抱えているケースがあると思うので、その対策も考えていかなければならないのではないかな。

○人権教育について

- ・子ども対象の事業が多いようであるが、もう少し広範な「人権教育」に取り組む必要があるのではないかな。

○図書室管理運営について

- ・町民の読書機会を増やすため、移動図書館等を実施してはどうか。また、図書室の蔵書について、町民からの寄贈等を含め、蔵書の充実のための工夫をしてはどうか。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

○ 成人教育について

- ・家庭教育については、その重要性が年々高まってきている中、町内小・中学校全校でそれぞれの学校や地域の特色を活かした家庭教育学級を開催し、定着しています。今後も、講師紹介や情報の提供等、小・中学校における家庭教育学級の支援を継続すると共に、より多くの保護者が参加できる実施方法等を検討していきます。
- ・人権教育については、児童向け人権教育教材の学校貸出しや、子ども会等の活動支援を通して、子どもたちの豊かな心と生きる力の醸成を図るとともに、町長部局において人権相談の開設や広報紙面やチラシの配布等による PR を行っているところです。今後も、関係団体や庁内関係部署の一層の連携を図りながら、事業の充実に努めていきます。

○ 青少年教育について

- ・町の各種青少年育成団体が行う事業は、子ども達に様々な体験機会を提供する中で、子ども達の生きる知恵や助け合い、思いやりの心の醸成等、青少年の健全育成に大いに貢献しているところです。

また、地域ふれあい推進委員活動支援や学校支援地域本部事業の継続を通して、地域の教育力の活用や子ども達の見守り体制の確立等、学校・家庭・地域が一丸となつての青少年の健全な育成を推進します。

○生涯学習推進体制の充実について

- ・町民の読書機会の拡大を図るため、寄贈本の呼びかけ等を行いながら、蔵書の充実を図っています。

今後も、図書室ボランティアの協力を得ながら、多くの町民に足を運んでもらえる「魅力ある図書室」づくりに努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、読書機会の拡充に努めます。

基本方針（３）

芸術・文化にふれる機会の拡大と、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。

- ・町内芸術愛好家の発表の場と鑑賞機会の提供
- ・芸術・文化団体の育成

目 標

町民が芸術文化の催事を気軽に楽しみ、芸術文化を自然と身近に感じて、心豊かな人間形成と共に芸術文化活動へ参加できるよう機会の提供と拡大を図る。

- ・芸術文化活動の振興

活 動

- ・芸術・文化
- ・ふれあいプラザ祭り
- ・サークル団体育成

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	20年度状況	評 価(内部)
芸術・文化	・民間等が催行する事業を多く取り入れ、町民が芸術文化に触れる機会を増やす。 ・当館で行う芸術文化事業のほか、近隣文化ホールの催事についても啓発し、鑑賞の機会をより多く提供していく。	・本館事業（貸館事業含む） - ジャズ 2 - 歌謡 8 - 舞踊 5 - 演芸 4 - 吹奏楽・合唱 9 - ピアノ発表 5 - バレエ（ダンス） 2 - 作品展 7 ・本館及び近隣ホール催事の情報提供	・文化ホールの利用も増加傾向がみられ、芸術文化に触れる機会が増えている。 ・近隣文化ホールとの連携により、町内外での鑑賞の機会が増えている。今後も継続して情報提供を積極的に推進していく。
ふれあいプラザ祭り	・芸術・文化活動をしている町内の団体・サークル及び個人の発表の場と、芸術文化に興味を持つことや参加してみたいというキッカケづくりとして、その機会を提供する。	・ふれあいセンター部門 37団体披露 ・文化ホール部門 21団体披露 ・来客数（2日） 4,557人	・サークル及び個人が日頃の練習成果を披露する機会、また町民が鑑賞し芸術文化に気軽にふれてもらえる機会として、本事業の成果は大きいことから、今後も継続して取組む。

サークル団体 育成	・ふれあいプラザを拠点にしているサークル団体について、施設予約を優先し活動の円滑化を支援する。	・ふれあいプラザ利用サークル連絡会加盟団体61団体の1年間分の予約を優先した。 ・優先予約の割合は全体使用件数の約50%	・高齢者のサークルも多いことから、加盟団体は若干減少しているが、施設の定期利用は活動の円滑化になり、芸術文化意識の高揚にも寄与することから、今後も継続して取り組む。
--------------	---	---	--

学識経験者の意見（基本方針（3）について）

○芸術・文化について

- ・音楽、演劇等はホールがあるが、会議室等を作品の発表（書道、美術など）もできるようギャラリーに改装できないか。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

○芸術・文化活動の振興について

- ・町内の芸術文化団体・愛好者が相互の交流を図りながら学習成果の展示や発表を行っており、学習への参加を呼びかけるきっかけとなっているため、継続して支援を行います。また、サークル団体が自主的に行う活動を支援することによって、芸術・文化活動の活性化を図ります。
- ・町内の優れた芸術家にふさわしい作品発表の場の確保に努めていきます。

基本方針（４）

町の文化財の保護に努め、新たな町指定文化財の指定を推進します。

- ・国指定史跡岩屋古墳周辺及び龍角寺古墳群全域の国指定史跡の追加申請
- ・町指定文化財の指定

目 標

伝統文化の保護・育成を促進し、活性化を図る。

国・県の指導を受け、指定史跡などの保存が適正に行われるようにする。さらに、町内に所在するさまざまな種類の歴史文化遺産を精査し、特に重要と思われる文化財について指定して、保護するとともにその活用を図る。

- ・伝統文化活動の振興
- ・文化財の保護

活 動

- ・文化財の保護
- ・伝統文化
- ・町史編さん

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	20年度状況	評 価(内部)
文化財の保護	・埋蔵文化財の保護を目的に開発事業者から提出される埋蔵文化財の発掘などの書類を審査し、所在地の取扱いについての協議・回答を行う。 ・国指定史跡の現状変更届等に関する事務の取扱いや、適正に保存するための整備、それに伴う交渉を国・県・地権者を対象に行う。	・各事業者の照会に対応し、埋蔵文化財の現状保存・記録保存について、県教育委員会と協議の上、指導した。 件数 12件 ・岩屋古墳の一部に新たなき損が発見されたため、当該箇所を保護するとともに立入禁止とし、文化庁宛てに、き損届を提出した。 ・龍角寺古墳群国指定について、地権者の同意書の取得を行った。 ・文部科学大臣宛てに、龍角寺古墳群の国史跡指定の意見具申を行った。	・開発事業に関連する埋蔵文化財については、遅滞なく協議・届出を処理した。今後も円滑に処理し、遺跡の保存に努める。 ・平成21年2月12日付けで、「龍角寺古墳群・岩屋古墳」と名称変更・追加指定された。次年度以降、用地の取得の実施及びその管理・運営の方法等を町長部局と調整を進めていく。 ・平成20年11月10日付けで、石原家住宅主屋が国の登録文化財に

	・町指定文化財の適正な維持管理のための指導・監督・指定候補物件の調査、及び指定を行う。 ・文化財を保護する意識の普及を行う。	・北辺田地区に残る「石原家住宅」について、所有者の申請を受けて意見具申を行った。 ・北辺田獅子舞・矢口獅子舞の調査報告をもとに、その歴史的価値や継承の重要性について検証した。 ・千葉県立房総のむら風土記の丘資料館トピックス展「岩屋古墳と竜角寺古墳群」に協力し、平成20年5月25日開催の記念講演会『岩屋古墳の測量調査について』に講師を派遣した。	登録された。今後は公開・活用について所有者と協議する。 ・北辺田獅子舞・矢口獅子舞を検証した結果、その重要性が明らかにされた。次年度には文化財審議会に諮問、答申を得て両獅子舞の町文化財に指定し、保護を図る。 ・龍角寺古墳群・岩屋古墳の追加指定に関連し、展示会・講演会を通して保護意識を普及した。今後は、古墳群のみでなく、龍角寺関連の歴史遺産なども、積極的に活用する。
伝統文化	・民俗芸能保持団体への活動の支援のための補助金交付や活動内容の検討を行う。	・北辺田獅子舞保存会・矢口獅子舞伝承会に対し、補助金を交付した。 ・平成20年12月13日、ふれあいプラザさかえ文化ホールにおいて、「房総の郷土芸能2008」を開催した。矢口獅子舞伝承会が出演し、郷土芸能の発表の機会を提供した。	・伝統芸能（獅子舞）の保全と継承のため、北辺田獅子舞保存会・矢口獅子舞伝承会の活動を支援した。今後もできるだけ発表の場を設けていく。
町史編さん	・栄町の歴史、文化遺産等を史実に基づき、調査、収集及び記録し、永く後世に伝え、愛郷心の高揚を図るとともに町勢の発展に寄与することを目的とし、町史を刊行する。	・専門委員調査、古文書解読筆耕作業、ボランティアの協力により「フスマ下張り文書」「石原家文書」の調査を実施した。 ・昔ばなし等の調査成果を町広報紙に年12回の掲載を行った。	・刊行事業の本格的な再開時にコストがかからないように、人的・知的・物理的資源を活用し、調査を進めた。今後も年12回の広報紙掲載等を達成し、愛郷心の高揚を図る。

	・地域の共有財産である自治組織等(区、町内会、自治会)管理文書を中心に記録史料の整理保存作業を実施する。 ・公文書館法に基づき、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるよう体制の整備を行い、後世の町民に伝えるよう推進する。	・安食地区200点程度の古文書の整理を実施。 ・廃棄期限となった公文書から190点の歴史的公文書を収集した。保存文書等閲覧者数 行政利用 延24人 地域史料 延64人	・収集した文書の整理・保存を推進した。今後、できるだけ早期に、多くの史料を公開できるようにする。 ・収集した文書の整理・保存に努めた。今後、できるだけ早期に、歴史的公文書を閲覧できるようにする。
--	--	--	--

学識経験者の意見（基本方針（４）について）

○文化財の保護について

- ・国史跡に追加指定された龍角寺古墳群・岩屋古墳や登録文化財になった石原家住宅の整備・活用など、今後も町の文化財の保護、新たな文化財の保護に努力してもらいたい。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

○伝統文化活動の振興について

- ・北辺田・矢口両獅子舞の保全・継承のため、公的な援助を継続し、年中行事のみならず公演する機会を検討していきます。

○文化財の保護について

- ・国史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳については、公有化を推進し、併せて整備・活用について検討していきます。
- ・町指定文化財については、北辺田の獅子舞、矢口の獅子舞の指定を進め、文化財を保護する意識の一層の普及のため、埋蔵文化財や民具等の歴史資料の活用を推進します。

基本方針（５）

スポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域人間交流を推進します。

- ・スポーツ・レクリエーションイベントの実施
- ・スポーツ団体の育成と軽スポーツの普及

目 標

現在、日常生活において学習・仕事でのＯＡ化等により体を動かす機会の減少や、地域・職場での人間関係の希薄化が進んでいる。それらを解消するためスポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域間交流を促進する手法としてスポーツ・レクリエーションイベントを実施する。

- ・スポーツ・レクリエーションイベントの充実

活 動

- ・社会体育関係団体の活動推進
- ・社会体育活動の充実

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	２０年度状況	評 価(内部)
社会体育関係団体の活動推進	・体育指導委員協議会は、現在１０名の委員で組織され、生涯スポーツの推進役として、地域住民が継続的なスポーツ活動ができるよう、事業の企画・運営を行っている。スポーツ事業の活動推進を図るため、体育指導委員協議会の支援を行う。	・月一回の軽スポーツ教室「スポーツ吹き矢」やふれあいハイキングを夏と秋に開催した。 ・町スポーツ・レクリエーション祭（グラウンドゴルフ大会とターゲットバードゴルフ大会、ペタンクの紹介と普及）を開催し、子どもから高齢者までの様々な年代の方が参加した。	・体育指導委員協議会が主体となり、老若男女が気軽に楽しめる軽スポーツの普及をするとともに、町民相互の交流の機会を設けることができた。各種事業が参加者に好評を得ているため、今後も体育指導委員協議会活動を継続して支援を行っていく。

	・ 体育協会が中心となり、スポーツを通じて多くの町民が体力及び技術向上と日常生活の一部として、スポーツに楽しめるよう、各種大会・教室等を実施する。このスポーツ事業の推進を図るため、体育協会の支援を行う。	・ 各専門部が単独で行っている各種大会やイベントなどについて、広報での募集や取りまとめ、会場の優先的な提供、また、町が後援や共催をすることにより活動推進の支援を行った。 ・ さかえまち利根リバーサイドマラソン・ウォーキングを開催し、町内外より多数の方が参加した。 ・ 町民運動会を計画したが雨天のため中止となった。 ・ 印旛郡市民体育大会（17競技）へ出場し、町村の部優勝、総合の部第6位の成績を収めることができた。また、印旛駅伝競走大会に出場し、総合10位と健闘した。	・ 町民が気軽に参加でき、様々なスポーツを楽しむ機会を提供するために関係機関と協力し合い、実施することができた。また、各専門部の活性化を図るため、各種大会への参加を促すことができた。今後も体育協会活動を継続して支援を行っていく。
--	---	--	--

社会体育活動の充実	・老若男女が様々なスポーツに接することができるよう、関係団体と連携を図りながら各種事業の企画立案を行う。 ・社会体育施設（野球場、テニスコート）、小中学校体育館等を利用する者が、いつでも安心かつ快適に施設利用ができるように施設環境を整備し、利用者に提供する。	・関係団体と連絡調整を密に図り、町長杯ソフトバレーボール大会等の各種大会を開催し、参加者の拡大を図った。 ・平成２２年度千葉国体「サイクリング」開催に伴うＰＲを含めたサイクリング講座を開催した。 ・町民プールの一般開放を８日間行い、子どもから高齢者までの様々な年代の方々が参加した。 ・水と緑の運動広場野球場を始め、町内の各種社会体育施設の環境整備（管理作業や補修作業）を迅速に行った。	・誰もが楽しめる運動の機会を関係団体と協力し合い町民に提供することができた。今後も関係団体と調整を図り継続して取組む。 ・社会体育施設利用者がいつでも安心かつ快適に利用ができるように施設の環境整備に努めている。しかし、利用者からの要望を全て満たすまでには至っていないため、今後も計画的な施設整備に努め、利用者のニーズに応えられるようにする。
------------------	--	--	---

学識経験者の意見（基本方針（５）について）

- 社会体育施設の充実について
 - ・利用者からの要望を把握し、より一層の充実に努めてください。
- 国民体育大会について
 - ・国体のサイクリング会場となっており、これは正式な競技ではないと聞いていますが大会が成功裏に終了するよう準備に努めてください。
- 高齢者への軽スポーツの普及について
 - ・年々増加する高齢者に相応しい軽スポーツを研究して、普及に努めて欲しい。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

- スポーツ・レクリエーションイベントの充実について
 - ・誰もがいつでも安心かつ快適に社会体育施設が利用できるよう、計画的に施設の環境整備を行い、利用者のニーズに応えられるように努めます。
 - ・平成２２年度予定のゆめ半島千葉国体・デモンストレーションとしてのスポーツ行事「サイクリング競技」開催に向けて、参加対象者の千葉県民へＰＲ活動を強化すると共に関係団体（千葉県サイクリング協会等）と調整を図って、千葉国体が成功するよう準備を進めます。
 - ・社会体育関係団体と連携を図りながら、高齢者も楽しめるスポーツ・レクリエーションイベントの開催や啓発に努めます。